

中間報告書手続について

1 事業者等について

事業名称	東清水線新設工事事業
事業者名	東京電力パワーグリッド株式会社
対象事業の種類	環境影響評価条例 第二分類事業 電気工作物（送電線路）の設置の工事の事業
対象事業の規模等	電圧 275kV （送電線：3.87km 鉄塔：8 基）
関係地域	南部町

2 中間報告手続とは

事業者が、工事中の環境保全措置の実施状況や環境調査の結果等について、中間報告書としてとりまとめ、その内容について県民及び知事などから意見を聞き、これらの意見を以後の事業に反映させることを目的とした手続（本県独自の制度）。

本事業は、工期を令和4年11月から令和8年12月としており、令和7年度に1度、中間報告書手続を実施することとしている。

3 中間報告手続の流れ

- ①事業者が中間報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1箇月間縦覧を行う。
- ③県民等は環境保全の見地から意見がある場合は事業者に意見書を提出する。
- ④事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ⑤知事は、④の送付を受けた日から90日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。

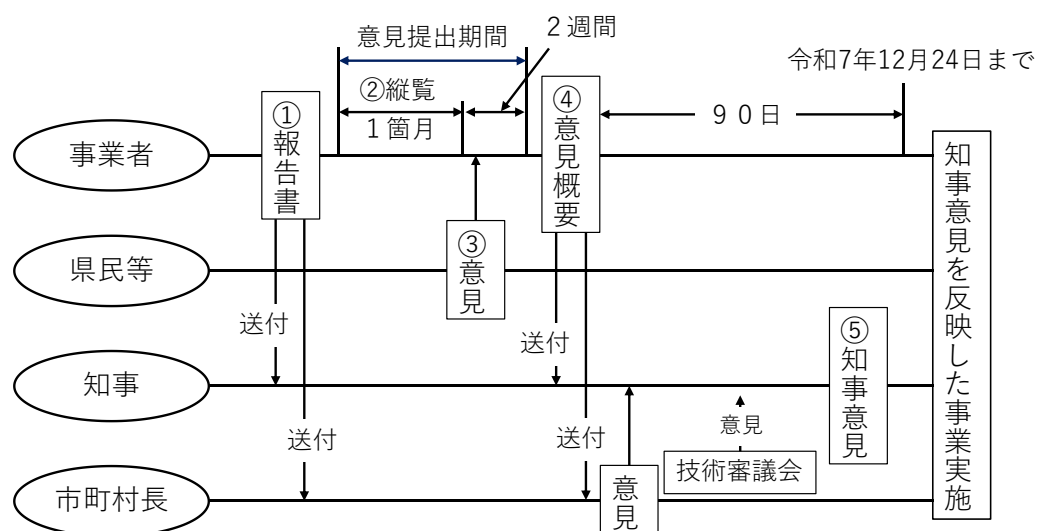


図 中間報告書手続の流れ

4 本件に係るスケジュール

(方法書手続)

令和元年 8月26日 知事意見送付

(準備書手続)

令和3年10月 7日 知事意見送付

(評価書手続)

令和4年 8月 8日 知事意見送付 (同年10月7日 補正評価書提出)

(中間報告書手続)

令和7年 7月29日 中間報告書公告・縦覧 (～8月29日)

県民等からの意見受付期間 (～9月12日)

9月25日 県民等意見の概要等を受領 (意見なし)

9月30日 南部町長へ意見照会

10月16日 南部町長から意見照会の回答を受領 (意見なし)

10月21日 山梨県環境影響評価等技術審議会 (1回目)

11月20日 山梨県環境影響評価等技術審議会 (2回目)

12月24日 知事意見通知期限

5 今後の進め方について

- ・知事意見 (素案) に対する審議会意見を踏まえ知事意見 (案) を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。